

鹿児島市における「放課後子どもプラン」の現状と課題

金子 満〔鹿児島大学教育学部（地域社会教育）〕

Current and issues of "Plan after school for child" in Kagoshima City

KANEKO Mitsuru

キーワード：放課後子どもプラン、学童保育、地域子ども教室、社会教育

1. はじめに

近年、子どもが犠牲となる犯罪・凶悪事件が相次いで発生し、社会問題化したことにより、子どもの安全をいかに守るかが大きな課題となっている。これまで子どもたちの安全を見守ってきた地域共同体の力は弱体化の一途をたどっており、それに伴い、地域における人間関係の希薄化は加速度を増している。こうした地域における子どもをとりまく環境の変化に対する対応策として、平成19年度より、文部科学省・厚生労働省の両省の主管のもと、「子どもの健全育成」を中心に据えた「放課後子どもプラン」が導入された。子どもの健全育成において主に教育分野を担当してきた文部科学省と主に福祉の分野を担当してきた厚生労働省がともに連携をとりながら実施するという構想に対し、様々な研究者や実践者から、「机上の空論」と厳しい批判を受けつつも、実際に地域の安全を危惧する地域住民や待機児童を抱える母親たちからは、少なからず期待が寄せられていたといえる。

しかしここ最近、新聞報道を中心に、実際に同プラン導入検討する地方自治体の苦戦の様子が報じられている。例えば、名古屋市の場合、平成20年5月12日から1ヶ月間、同プランの創設に関するパブリックコメントを求めた結果、約5,600件（2万5000件中）の反対意見¹が述べられたのを皮切りに、平成21年7月には、同年9月に全区での実施が予定されていた同プランのモデル事業が、住民の反対等により全面的に見送られ、抜本的な見直しが求められる結果となった。こうした例は、同プラン実施前から教育部門と福祉部門の一体化に関して、蓄積を積んできた一部の自治体を除き²、同じような悩みを抱える自治体が多数

存在することが確認されている。

そこで、これらの状況を踏まえつつ本研究では、「放課後子どもプラン」の導入およびプログラム実施における鹿児島市の現状について分析しつつ、主に行政に注目しながら、同プランの課題について明らかにすることにする。

2. 「放課後子どもプラン」の政策的背景と事業内容

文部科学省が放課後の子どもの活動に対する支援を本格的に実施し始めたのは、学校週5日制の実施（2002年開始）からである。同省は学校週5日制の実施に伴い、子どもに継続的な体験活動の機会を充実させることを目的とした「新子どもプラン³」を策定し、地域に子どもの様々な活動の機会場の拡大のため、「子ども週末活動等支援事業」を発足させた。そして同事業内において「子どもたちの放課後や週末等の自由な遊びや自主性・創造性を育む学習活動の拠点を確保する」ため、学校等を活用した「子どもの居場所再生事業」を創設したのである。そして2004年6月1日に起こった「長崎県佐世保市児童殺害事件」をきっかけに文部科学省は、子どもの安全に対する早急の施策として緊急3か年の限定事業である「子どもの居場所づくり新プラン」を創設し「地域子ども教室」を実施した。

その後2006年5月9日、猪口少子化対策特命大臣が、川崎厚生労働大臣及び小坂文部科学大臣に対し、少子化対策と総合的な放課後対策のため、これまで厚生労働省の管轄のもと実施されてきた学童保育と文部科学省管轄の「地域子ども教室」との「一体化あるいは連携により」実施する「放課後子どもプラン」の創設が提案され、同プラン

が本格的に実施されることになった(学童保育と「地域子ども教室」の事業の違いについては、表1を参照)。このプランは、①厚生労働省が、不足している学童保育を増やすために、設置場所として小学校を活用することが現実的だと判断したこと、②文部科学省が実施してきた「地域子ども教室」が最終年を向かえることから、新たな事業が求められていたこと、③政府の緊急課題として少子化対策としての保育事業の拡大および子どもの放課後の安全対策が求められていたこと、これら3者それぞれの課題意識が一致したことにより施行された。

それでは、「放課後子どもプラン」とは一体どのようなものであるかについて簡単に整理したい。

まず、放課後の子どもの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村の教育委員会主導のもと福祉部局との連携を図りつつ、「放課後子ども教室」と「学童保育」を「一体的あるいは連携」しながら実施する総合的な放課後対策事業として「放課後子どもプラン」を位置づけ実施する

ことにした。同プランの事業計画の主体は市町村であり、同計画に基づく「放課後子ども教室」と「学童保育事業」の実施については、主に市町村もしくは社会福祉法人等が行うとしている。「放課後子どもプラン」は、小学校内での実施を基本とするが、地域の実情に応じて福祉部局所管でもよく、学童保育のみの実施となる場合でも差し支えがないことになっている。また、既に学校外で実施されており支障がない場合や、学校に余裕教室等がない場合は学校外で実施することも可能となっている。各小学校区では、学習活動やスポーツ・文化活動地域住民との交流活動をおこなう「放課後子ども教室」を実施し、学童保育の子どもも同じ活動が出来るように2つの事業の総合的な調整役を行うコーディネーターの配置を決定した⁴。また学童保育を利用している子どもには、従来の学童保育と同様のサービスを提供しなければならないとし、そのための適切な指導員の配置、専用スペースの確保など、学童保育の基本条件を満たさなければならないとしている。

表1 学童保育と地域子ども教室推進事業の比較

	地域子ども教室推進事業	学童保育事業
目的・役割	すべての児童・生徒(小学生、中学生)を対象として、各種体験活動や地域住民との交流活動の場を提供。	働く親を持つ子どもの放課後および長期休業中の生活の保障とそのことを通して働く家庭の生活と権利を保障することを目的としている。
法的な根拠	国としての予算措置は平成16-18年度の3カ年	児童福祉法および社会福祉法で位置づけられている。市町村には「利用の促進」の努力義務がある。
実施数	7954か所(2005年度)	15309か所(2005年5月現在)
対象の子ども	すべての児童生徒(小学生、中学生)	保護者が働いているなど、留守家庭の小学生。毎日、学童保育が家庭に代わる生活の場にならなければならない子どもたち。
経費	委託費114万9千円(平均)。文部科学省から実施主体への直接委託(全額)。活動内容によっては材料費などを保護者が負担。	国の補助金がある(厚生保険特別会計児童手当勘定から支出)。10人以上から対象で、児童数に応じて補助単価が違う。国の補助率は3分の1。
実施場所	○学校内(余裕教室、体育館、グラウンド等)48%、○公民館22%、○児童館1% ○その他29%	○余裕教室・学校内専用施設46%、○児童館16% ○その他の公共施設18%、○民家・アパート7% ○法人施設内7%、○その他6%
職員の配置	地域の大人、退職教員、大学生等を指導員等として配置	ほとんどが専任複数体制。30~40人の施設なら常時2~3人配置されているのが普通。
生活内容活動内容	学校の教室や校庭などを子どもの居場所として開放し、様々な体験活動、地域住民との交流を提供(原則として自由参加)	生活内容家庭に代わる毎日の生活の場所として、安定的に、継続的に生活が保障することを目的とする。

こうした枠組みをもとに「放課後子どもプラン」の実施が決定された。

3. 「放課後子どもプラン」に対する批判的言説の整理

放課後子どもプランに対し、学童保育関係者や「地域子ども教室」を積極的に推進してきた指導員たちは、同プランが少子化対策特命大臣と厚生労働大臣そして文部科学大臣のそれぞれの課題意識に基づいた「上から」の改革であるとし、現場にそぐわない机上のプランに対する戸惑いの様子を見せている。そこで、以下では、同プランに対する「地域子ども教室」運営者及び学童保育運営者の両者の立場からの批判的言説を整理する。

1) 「地域子ども教室」運営者からの批判

3年間限定で行われた「地域子ども教室」では、子どもの居場所を「地域の中」とし活動の場所も学校内にとどまらず、児童館・公民館・町内会館など「地域」全体を視野に入れた活動として展開されていた。そのため、同事業による地域住民の主体的な取組により、様々なネットワークが形成されるなど、子どもの発達環境を整備するための地域づくりとして重要な役割を果たしてきた。しかし、「地域子ども教室」の後を引き継ぐ形となった「放課後子どもプラン」では、主に子どもの安全な居場所づくりが優先された学校内への囲い込み的な活動となっており、これまでの活動によって積み重ねてきたものが、学校内に活動を限定することによって機能しなくなるのではないかという懸念が生まれている。

また、総額12億円という大規模な予算を背景に、充実した環境のもと推進されてきた同事業が、同プランにより「政府」「都道府県」「市町村」がそれぞれ3分の1ずつ負担する内容へと変更されたため、自治体のプランへの取組姿勢や財政事情により、これまでの蓄積を継承・存続できないというケースもみられている。さらに、学校内に限定することによって、地域の住民との交流という異世代間の交流が少なくなり、活動の幅が狭くなってしまい、学校がシェルター化されてしまうのではないかという指摘がなされている。

2) 「学童保育」運営者からの批判

働く女性の増加とそれに伴う保育需要の高まりという社会状況のもと、近年、学童保育施設の不足が問題視されている。全国学童保育連絡協議会の調査によれば2006年5月1日現在、学童保育数は1,617市区町村に1万5,858箇所、入所児童数は68万3,000人となっている。学童保育数は、増加の一途をたどっているものの、施設の設置数の増加を上回る勢いで、入所を希望する児童数は急増しており、学童保育に入りたくても入れない待機児童が1万2,000人に上るとされている⁵。そのため、施設の増加に保育需要が追いついていないことを理由に、学童保育の大規模化が進行しており、超大型規模とされている71人以上の学童保育で生活している子どもは全体のおよそ4分の1とされている⁶。保育施設の大規模化は子どもたちの「安全で、安心できる毎日の生活の場」を保障する学童保育の役割を根底から崩すものとのされるなか、「放課後子どもプラン」の登場により、すべての小学校の空き教室を保育施設として確保できるようになったことは、学童保育の拡大路線として歓迎されるべき施策であったはずである⁷。しかし、現実には、学校の余裕教室を間借り的に利用するケースが多く、保育施設としては不十分であり、また専用室としての使用も不安定な状況のため、子どもを保護するという観点からみて、非常に厳しい環境との批判が相次いでいる。また一般児童と保育対象児童との「連携および一体化」により、保育指導員が保育児童だけではなく、全児童に対するケアをしなければならず、大規模化の是正どころか、全児童保育を担わなければならないという現実に直面している。

冒頭でも述べているように、地方自治体による同プラン導入に対する苦戦は、以上のような批判をもとに展開しているといえる。こうした批判を背景に、同プランを推進する鹿児島市の行政部局もまた、お互いの事業の連携の難しさを抱えながら同事業を展開している。以下では、鹿児島市における同プランの行政部局へのインタビュー記録をもとに、現状と課題を探っていくことにする。

4. 鹿兒島市における放課後子どもプラン

鹿兒島市は、鹿兒島県中西部に位置する南九州の拠点都市で、政治・経済・文化・交通の中心地であり、1996年に中核市に指定される。古くから薩摩藩、90万石の城下町として栄えてきた。人口は約60万人であり、福岡市、北九州市、熊本市に次ぐ九州第4位の規模である。

鹿兒島市における放課後子どもプランの最大の特徴は、これまで教育委員会が担当してきた「放課後子ども教室」を引き継ぐ形で実施されている「新・郷中教育推進事業」と福祉部局が担当してきた放課後児童健全育成事業である「児童クラブ事業」の対象児童が前者は、小学校4～6年生、後者は、小学校1～3年生⁸と事業ごとに年齢区別が明確にされている点である。

1) 「新・郷中教育推進事業」の現状

鹿兒島市がこれまで実施してきた「放課後子ども教室推進事業」は、放課後等に、小学校の余裕教室を利用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の人々の参画を得て、子どもたちが勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動に取り組むことにより、地域社会において心豊かで健やかに成長する環境づくりの推進を図ることを目的としてきた。そして平成20年9月より、放課後子どもプランの一環として、従来の「放課後子ども教室推進事業」を新しく「新・郷中教育推進事業」と命名し事業を展開している。新しく命名された「新・郷中教育推進事業」には、異年齢集団のよさを生かし、学習や地域住民との交流活動、郷土の昔遊びなどの体験活動をとおして、リーダー育成を図り、協調性や思いやりの心を育てたいという思いが込められており、まさに鹿兒島の伝統的な「郷中教育」の理念を踏まえた特徴的な事業内容となっている。

具体的な活動目標としては、①学校、保護者、地域の指導者等の連携を蜜に行い、スムーズな教室運営を行うこと、②異年齢による「学び合い、助け合い、語り合い、高め合う」活動を積極的に取り入れ、協調性や思いやりの心を持つ子どもの育成に努める。③児童が完全で教室で過ごせることが出来るように努めるとともに、充実した学習

活動が展開できるよう適切な支援・指導に努めるという、主に3つを掲げている。

主な活動は①学習活動(宿題、予習・復習等の自主学習、郷土史等の学習、読書等)、②スポーツ・レクリエーション活動(縄跳び、ドッジボール、お手玉等の昔の遊び)、③交流活動(地域の方々とのふれあい、創作活動等)、④文化活動(音楽鑑賞、史跡めぐり、郷土の伝統芸能等)の4つに分類される。平日の月曜日から金曜日の午後3時から6時までとし主に①の学習活動を中心とし(ただし、同事業の対象者が小学校高学年生であるため、実際には午後4時あたりから開始されるのが日常)、土曜日は第2土曜日の9時から12時の間で行われ、主に②、③、④等の体験的なプログラムを実施している。また、夏休みや冬休みなど長期休業中は開校されない。なお、子どもたちの負担金については、基本的には無料であるが、参加児童にかけられる保険の料金600円と創作活動の際に使用する活動実費等については、自己負担となっている。

これらの活動の中心的な責任者は、各教室に1人必ず配置されている「コーディネーター」である。このコーディネーターには、教職の免許を所有している人で、地域で人脈があり、また地域のことをよく知っている人が選ばれる。コーディネーターに選ばれた人は、教育委員会で毎月月末に開かれる「コーディネーター研修会」(救急救命の講習ほか)に出席しなければならない、また学期ごとに活動実績紹介が行われるなど情報交換を行うことになっている。そのほか、児童の安全管理する「安全管理員」(各教室1人)と学習機会の提供をおこなってもらう学習アドバイザーを生徒の規模に応じて配置することになっている⁹。学習アドバイザーは、主婦や高齢者がメインとなっている。

現在、同事業を実施している学校数は表2のとおりわずか7つであり、全体の1割にも満たない数字となっている。その最大の理由として余裕教室の条件が合わない点があげられる。同事業を推進するにあたり、まず教育委員会は、各学校に対し、同事業の主旨を告知し、実施の希望を募る。そして実施の意思を示した学校の余裕教室を視察

表2 学童保育と地域子ども教室推進事業の比較

学校名(教室名)	定員	登録人数
松原小学校(松原海の子教室)	40	51
城南小学校(城南あこう教室)	20	38
武岡小学校(武岡はばたけ教室)	20	25
伊敷小学校(伊敷わかあゆ教室)	40	54
宮川小学校(宮川さくら教室)	40	52
川上小学校(川上いけんこ教室)	40	20
星峯西小学校(星峯西スターキッズ教室)	20	24

し、同事業が実施可能かどうかの検討を行い、可能であれば実施するという段階を踏んでいる。その結果、余裕教室は数多く存在するも、学校管理の側面から施設の問題やトイレ、水まわりの問題などの条件をクリアすることが出来ないケースが多く、せっかく学校側が積極的であっても実施を断念せざるを得ない状況が見られている。また、実施が決定しても同事業があまり住民に知られていないため、コーディネーター候補の方に断られたりするケースも見られており、様々な困難を抱えながら実施されている様子が窺える。

2) 「児童クラブ」の現状

鹿児島市の「児童クラブ」は、もともと働く親を持つ子どもの放課後および長期休暇中の生活保障を目的に、保護者会や地域の子どもの会の自主的な運営のもと実施されており、それぞれ団体は保育事業に関する様々な補助金を申請しながら独自に活動を営んでいた。その後「児童クラブ」の需要が拡大していくとともに、鹿児島市も児童福祉法および社会福祉法に基づく保育委託事業の一環として平成11年度より「児童クラブ」に対する一定の補助金を支援する施策を打ち出した。そして、これらの補助事業は、平成19年度の放課後子どもプラン実施により、学校の余裕教室の利用をより推進する方針へと変化しつつも、ほぼ依然と同じようなガイドラインで現在も引き続き実施されている。

現在鹿児島市では72の児童クラブが実施されているが、そのうちの12箇所が学校の余裕教室を利用したものであり、13箇所が学校の敷地内の建物

で事業が営まれており、残りの多数は学校外の施設で実施されている(表3参照)。「児童クラブ」の運営は、「鹿児島市放課後児童県税育成事業実施要綱」の第3条に示されているように、市長が同事業を児童クラブ運営委員会に委託するという形をとっている。この運営委員会は、小学校区公民館運営審議会委員、小学校代表者、小学校PTA代表、小学校区「あいご会」代表者、校区社会福祉協議会代表者、地区社会福祉協議会代表者、児童委員、民生委員、児童の保護者の代表等をもって組織されている。また、同クラブで常時、児童の保護及び育成指導にあたる指導員が児童の人数に応じて設置されなければならないことも同時に規定されている。この指導員には特別資格等は必須条件としておらず、時給800円程度であり、また時間も短く安定した収入は得られないため、子育てを終えた主婦や学校退職者などが担当するケースが多い。なお、運営委員会の委員はボランティアで無報酬である。これらの「児童クラブ」事業に関しては、歴史的な積み重ねがあり、また他の地方自治体のように両事業の積極的な連携や一本化といった問題がないため、比較的問題なく事業が展開しており、従来どおり更なる施設の充実と待機児童数を減らすことが大きな目標となっている。

なお、同プランの実施により余裕教室の利用が増加しているが、前述した「新・郷中教育事業」との接点はほとんどなく、同じ敷地内で活動することはあっても、具体的な連携の取組は行っていないのが現状となっている。また、「児童クラブ」対象の児童とそうでない児童が放課後一緒に

表3 平成21年度の鹿児島市の児童クラブの利用状況

	児童クラブ名	21年度					20年度					19年度				
		1年生	2年生	3年生	その他	計	1年生	2年生	3年生	その他	計	1年生	2年生	3年生	その他	計
1	川上	21	15	9	0	45	15	10	10	0	35	14	16	5	6	41
2	吉野	26	19	9	0	54	19	18	6	0	43	33	13	9	0	55
3	吉野第二	17	23	9	0	49	24	11	6	0	41					0
4	吉野東	17	14	13	0	44	18	16	7	0	41	19	14	8	0	41
5	吉野東第二	21	17	10	0	48	21	23	7	0	51	22	11	10	0	43
6	大明丘	22	20	10	0	52	23	23	10	0	56	27	19	9	0	55
7	坂元	25	14	16	0	55	13	17	12	0	42	19	20	7	0	46
8	坂元台	20	26	10	0	56	30	17	8	0	55	21	17	3	0	41
9	清水	30	27	6	0	63	33	26	1	0	60	35	11	7	0	53
10	大龍	27	22	4	0	53	23	19	12	0	54	19	21	17	0	57
11	山下	13	11	8	3	35	12	10	10	0	32	7	11	6	0	24
12	草牟田	27	13	10	0	50	16	17	22	0	55	17	29	6	0	52
13	原良	27	27	8	3	65	25	20	13	2	60	23	18	13	1	55
14	明和	22	15	1	2	40	21	10	6	0	37	22	15	5	0	42
15	武岡	14	16	13	8	51	15	13	8	7	43	22	17	27	0	66
16	武岡第二	13	17	10	6	46	16	13	7	8	44					0
17	武岡台	27	18	13	0	58	27	12	19	0	58	16	25	9	0	50
18	西田	23	20	13	0	56	30	25	10	0	65	24	13	9	0	46
19	武	15	12	5	0	32	24	17	12	0	53	16	22	18	0	56
20	武第二	15	13	6	0	34					0					0
21	田上	24	17	2	0	43					0					0
22	西陵	16	14	12	0	42	32	19	5	0	56	32	18	5	0	55
23	西陵第二	9	10	6	0	25					0					0
24	広木	27	12	19	0	58	12	24	9	0	45	26	16	18	0	60
25	中洲	23	22	11	0	56	25	14	12	0	51	13	11	14	4	42
26	荒田	18	13	21	0	52	18	21	7	0	46	23	12	8	0	43
27	八幡	15	20	11	0	46	24	15	12	1	52	16	18	11	3	48
28	八幡第二	16	15	11	0	42	17	14	10	0	41	14	7	7	5	33
29	中郡	24	14	15	0	53	14	16	12	0	42	19	18	12	0	49
30	紫原	19	14	16	0	49	17	28	4	0	49	31	11	11	0	53
31	紫原第二	17	6	15	0	38	11	20	13	0	44	22	15	4	0	41
32	西紫原	12	13	8	0	33	17	12	12	0	41	26	25	11	0	62
33	西紫原第二	11	13	8	0	32	18	11	13	0	42					0
34	宇宿	27	19	8	0	54	20	22	13	0	55	17	19	19	0	55
35	向陽	17	18	6	0	41					0					0
36	伊敷	13	15	4	0	32	17	7	7	0	31	8	7	10	0	25
37	花野	12	16	20	1	49	14	21	12	1	48	19	13	14	0	46
38	西伊敷	11	15	6	0	32	19	4	4	0	27					0
39	伊敷台	21	24	12	0	57	26	30	8	0	64	28	12	17	0	57
40	玉江	14	14	7	0	35	36	16	3	0	55	28	20	7	0	55
41	玉江第二	23	15	6	0	44					0					0
42	小山田	6	3	3	0	12					0					0
43	谷山	20	29	20	0	69	26	28	11	0	65	27	18	19	0	64
44	谷山門明庵	35	16	18	0	69	21	22	14	0	57	26	20	11	0	57
45	西谷山	14	16	15	0	45	17	19	15	0	51	21	21	5	0	47
46	東谷山	15	21	14	0	50	31	23	3	0	57	29	17	11	0	57
47	和田	24	17	14	0	55	24	20	11	0	55	25	19	11	0	55
48	錦江台	14	8	2	0	24	12	3	9	0	24	5	12	6	0	23
49	錦江台第二	13	14	5	0	32	17	9	7	0	33	10	9	7	0	26
50	福平	28	12	15	0	55	24	25	8	0	57	35	16	3	0	54
51	中山	26	20	14	0	60	24	22	8	0	54	21	12	16	0	49
52	中山第二	21	26	13	0	60	31	16	12	0	59	19	14	9	0	42
53	桜丘西	8	12	5	0	25	15	7	6	0	28	15	17	14	0	46
54	桜丘西第二	16	16	14	0	46	17	16	9	0	42	8	7	5	0	20
55	桜丘東	34	24	0	0	58	21	15	10	0	46	14	17	10	0	41
56	星峯	22	23	7	0	52	22	15	12	0	49	18	15	18	0	51
57	星峯東	18	20	10	0	48	22	20	11	0	53	26	18	14	0	58
58	宮川	26	20	9	0	55	18	19	16	0	53	27	19	10	0	56
59	皇徳寺	20	11	15	0	46	16	24	9	0	49	23	16	7	0	46
60	吉田	6	0	4	0	10	4	7	4	0	15	9	5	2	0	16
61	本名	16	11	8	0	35	12	12	13	0	37	7	17	4	9	37
62	牟礼岡	14	6	11	7	38	6	13	2	12	33	12	5	6	9	32
63	桜洲	7	12	9	5	33	10	11	2	9	32	9	2	7	5	23
64	桜峰	2	5	0	7	14	7	0	1	8	16	0	1	6	4	11
65	瀬々串	7	4	4	0	15	8	4	1	3	16	3	3	2	3	11
66	中名	4	4	6	6	20	8	6	3	4	21	11	5	3	8	27
67	前之浜	12	10	6	0	28	13	11	0	4	28	13	5	4	1	23
68	松元	21	16	8	2	47	14	7	13	10	44	5	12	7	2	26
69	春山	18	24	15	7	64	22	16	10	12	60	17	18	14	10	59
70	石谷	14	3	8	12	37	2	9	4	13	28	10	8	4	19	41
71	郡山	17	12	11	0	40	10	13	15	0	38	19	20	11	0	50
72	南方	8	4	6	7	25	4	9	3	11	27	8	4	8	5	25
※	東桜島					0	1	3	3	1	8	3	4	2	1	10
	合計	1,297	1,097	696	76	3,166	1,221	1,035	587	106	2,949	1,153	890	592	95	2,730

※ 東桜島児童クラブは、現在休止中

遊ぶことができず、引き離されてしまうという問題も置き去りにされたままとなっている。

5. 鹿児島市の「放課後子どもプラン」の課題

1) 「放課後子どもプラン」による学校との連携の強化

「放課後子どもプラン」が導入されたことにより、同事業を実施している学校とのさまざまな連携が深まっている。まず、「新・郷中教育事業」では、主に学習指導を担当していることもあり、学校の学習の様子や宿題の意図の確認等を学校の担任の先生と蜜に連絡するケースが増えている。学校側からも同事業に参加する生徒の情報を教えてほしいといった要望もみられ、普段学校では見せない子どもたちの姿を熱心に聞く教員の増加が指摘されている。また同時に地域から学校に対し、同事業に参加するようになった生徒が挨拶をよくするようになったという情報が寄せられたり、また、地域の人からの差し入れがあったりと学校だけでなく地域とのかかわりも深まりをみせている。

また、「児童クラブ」の方でも、学校の余裕教室を利用するようになったことにより、指導員と学校の先生が、ともに安全対策を話し合うことにより、関係性が深まったり、また同クラブ対象の児童が長期休暇である夏休みも常に学校で遊んでいるため、学校で仕事をする先生たちと児童とが顔を合わせるケースが増え、より親しくなったりと、それぞれの活動において地域、子ども、学校との関係性の深まりが窺えるようになった。これらはまさに同プランが導入されたことによって生まれた新たな地域と子どもと学校との新たな連携の強化であるといえる。

2) 今後求められる専門性と事業連携

「新・郷中教育事業」及び「児童クラブ」のいずれも、コーディネーターや指導員といったより専門性が必要とされる人員の定期的な確保が大きな課題となっている。それぞれの事業の責任者である彼らは、学校との密な連絡および、生徒の把握、地域との連携など様々な力量が必要とされて

いる。しかし、労働条件はあまり良い状態とはいえない。特に「新・郷中教育事業」では、長期休暇中に開校されないため、収入として安定したものではないため、これらの仕事に専念することができる人員がごく限られている点が指摘される。

また、本来の「放課後子どもプラン」が目指す、両事業の連携については、ほとんど進んでいないことが明らかとなった。同じ学校の余裕教室を利用しているケースが2、3件みられるが、それぞれの実施の階が違ったり、あるいは、活動の場所が分けられていたりするケースが見られている。お互いの事業が有機的なつながりをみせ、教育的な相乗効果が現れている「江戸川区のすくすくスクール」のような実践は、まだ鹿児島では見られていない。特に「新・郷中教育事業」はまだ始まったばかりであり、テスト的な取組が実施されているため、今後の「放課後子どもプラン」の更なる発展を期待したい。

脚注

- 1 「読売新聞」2008年7月29日
- 2 例えば、江戸川区が実施する「すくすくスクール」等が挙げられる。
- 3 2002年から2003年の間、文部科学省は、学校週5日制実施にともない、子どもに継続的な体験活動の機会の充実などを目指して「新・子どもプラン」を策定した。
- 4 「放課後子ども教室」と「学童保育」の両事業を「放課後子どもプラン推進事業」という一つの枠組みとして補助金の交付を一本化する方針とした。
- 5 厚生労働省による調査（2006年5月現在）
- 6 厚生労働省の外郭団体である（財）こども未来財団の調査研究でも「適正規模は30人、定員を決める場合は35人までは許容範囲」としている。
- 7 現に、学童保育へ通えない待機児童をもつ親からは、同プランに対する大きな期待の声が寄せられていた。
- 8 学童保育対象者限定。
- 9 20人の定員に対し1人配置。40人の定員だと2人。